経団連 株主提案権の行使期限に関する実態調査 結果概要

2025年11月19日 一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部

調査対象:経団連 経済法規委員会 企画部会、会社法制検討WGの参加企業

計53社

回答社数:26社(回答率49.1%)

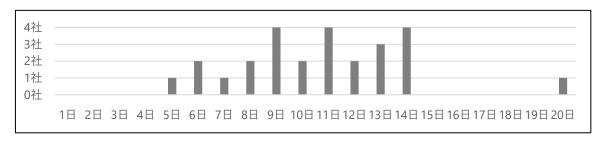
実施期間:2025年10月31日(金)~11月7日(金)

※【】は回答社数を表す。

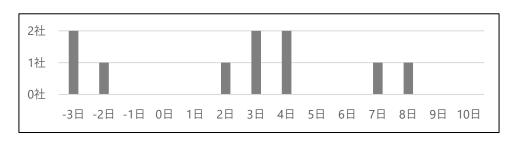
<調査要旨>

現行法上、株主提案権の行使期限は株主総会の日の8週間前までとされており (会社法第303条第2項及び第305条第1項)、当該行使期限までに株主提案権 が適法に行使された場合、会社は限られた期間内に様々な実務対応を行わなければならない。その中でも、特にスケジュール上の負担が大きいのが、株主総 会の招集決定の取締役会までの期間である。そこで、本調査では、その実務的 負荷を把握するために、調査対象の企業に対して、株主提案に関するスケジュール(株主提案権の行使期限から株主総会の招集決定の取締役会の開催日までの期間等)や、当該期間に行わなければならない株主提案対応の具体的な業務の内容、その負担等について調査を行い、以下のとおり結果をまとめた。

- Q1.2025年に開催した定時株主総会について、以下の日数に関する回答を得た。(②と③は2025年に開催した定時株主総会で株主提案があった企業のみ)
- ① 株主提案権の行使期限の翌日から、株主総会の招集決定の取締役会の開催 日までの営業日日数
- ② 株主提案権の行使期限の翌日から、株主提案に対する「取締役会の意見」の社外役員への事前説明開始日の前日までの営業日日数
- ③ 株主提案権の行使期限の翌日から、株主総会の招集通知(株主提案に対する「取締役会の意見」を含む)の印刷の校了日の前日までの営業日日数
- ① 株主提案権の行使期限の翌日から、株主総会の招集決定の取締役会の開催 日までの営業日日数【26社】
 - →平均は「10.7 日」であった。

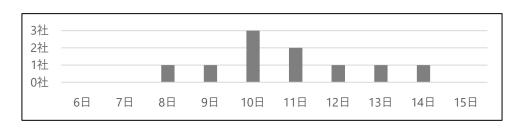


- ② 株主提案権の行使期限の翌日から、株主提案に対する「取締役会の意見」の社外役員への事前説明開始日の前日までの営業日日数¹⁾【10社】
 - →平均は**「2.3日」**であった。



¹⁾株主提案に対する「取締役会の意見」の社内検討は社外役員への説明までに完了させることが実務上求められることが多く、実際上、それまでに「取締役会の意見」の内容を固める必要があると思われることから、調査対象とした。

- ③ 株主提案権の行使期限の翌日から、株主総会の招集通知(株主提案に対する「取締役会の意見」を含む)の印刷の校了日の前日までの営業日日数²⁾ 【10社】
 - →平均は「**10.8日**」であった。



²⁾ 株主提案に対する「取締役会の意見」を含む株主総会資料はその印刷の校了までに内容を確 定させる必要があることから、調査対象とした。

- Q2. (2025年を含む過去数年間の定時株主総会で株主提案があった企業のみ) 株主提案がなされた後、株主総会の招集決定の取締役会までの間に対応した業 務で、<u>以下に記載のもの以外にどのようなものがあるか</u>、自由記述形式で回答 を得た。
- ▶ 株主提案の要件の確認
- ▶提案理由が会社の定めた文字数(会社法施行規則第93条第1項)を超えている場合の対応(提案株主への「概要」の作成依頼等)
- ▶ 「取締役会の意見」の検討・作成
- ▶ 招集通知印刷原稿の入稿・校閲
- ▶「取締役会の意見」のプレスリリースの作成
- ▶ 招集決定の取締役会に向けた取締役会資料の作成、社外役員への事前説明

回答の要旨

上記に加えて、次のようなものがあった。

- •株主提案議案及び取締役会意見のプレスリリース並びに招集通知の英訳(株主提案議案の英訳の提案株主への確認含む)
- •株主提案議案の賛成率のシミュレーション
- •国内外の機関投資家との SR 面談アレンジ並びに同面談用の資料及び想定問答 作成
- ●招集通知原稿のページが足りない場合の他の事項のインターネット開示への 移行

各社の具体的な回答

- ▶・株主提案の内容および取締役会意見の英訳対応
 - ・株主提案議案の賛成率のシミュレーション(民間コンサルをリテインして 対応。取締役会での説明にあたって必要となるほか、取締役会後の着手では 間に合わないため)

- ・機関投資家面談 (SR) の対象先の選定
- ・議決権行使書面に、株主提案議案に関する賛否の欄や注記を反映
- ・剰余金配当を求める株主提案がある場合、同提案に基づき配当金を支払う場合を想定した実務対応事項の確認・整理
- ▶ ・取締役会意見やプレスリリース等の英訳の準備
 - ・国内外機関投資家との SR 面談のアレンジ、SR 面談に用いる資料および想 定問答の準備
- ▶・株主提案の英訳(招集通知全体を英訳する場合、最終的には必要であるが、 対応開始のため即座の英訳を要する)
 - ・提案株主の背景説明(提案株主が特殊(創業家)であったため、特に説明 資料の作成を要した)
- ▶取締役会意見の内容について社内役員へ説明する会議の開催
- ▶招集通知やプレスリリースへの記載内容(含 英語や日本語訳)についての 提案株主への確認
- ▶・株主提案の賛成率予測(当社機関投資家の議決権行使基準に基づく)
 - ・株主提案および取締役会意見に関する QA 作成(一般問合せに限らず、投 資家対話で使用することを念頭にした作りこみが必要)

(※株主提案特有の業務ではないが、事業報告・会社提案議案に関する参考 書類の作成も株主提案と同時に対応することになり、負担感が非常に大き い。)

- ▶・株主提案の受領、取締役会意見の決定の旨の適時開示要否の検討
 - ・提案株主とのコミュニケーション要否に関する検討
 - ・議決権行使書への賛否の表示方法の記載の可否、記載する場合の内容の検討
- ▶・招集通知原稿入稿前の印刷可能ページ数の検討、これに伴う別事項のインターネット開示への移行検討
 - ・取締役会意見補足資料の作成、想定 QA の作成
 - ・取締役会意見公表後にアプローチする機関投資家等のピックアップ

- ・反対票獲得のための議決権行使戦略策定、当日集計に備えた諸対応
- ・招集通知原稿・プレスリリースの英訳
- ・株主総会における議決権行使促進策としての記念品(抽選)取りやめの検討
- ▶・提案株主側の開示資料等を基にした投資家とのディスカッション
 - ・当該株主提案議案の賛否シミュレーション
 - ・提案株主の本人確認(公的書類写等の徴求)
 - ・株主提案関係開示資料の英文版作成
 - ・提案株主の要件確認、取締役会意見作成におけるリーガルチェック
- ▶近年は株主提案を受けていないが、提案があれば、当該株主の属性調査等もあり得る。

Q3. (2025年を含む過去数年間の定時株主総会で株主提案があった企業のみ) 株主提案に対する「取締役会の意見」の検討・作成にあたってスケジュール上 のネックとなる事由等は何か、自由記述形式で回答を得た。

各社の具体的な回答

- ▶ 例年、株主提案の締切日と相前後して、事業報告、計算書類、監査報告等の 書類を作成・検討する作業が集中している中、これらの書類の例年の作成・ 検討作業に加えて、締切日直前に株主提案があると、急遽取締役会の意見を 取りまとめる必要が発生し、社外役員を含めた検討スケジュールが更にタイトとなる。そのため、予定された日程の見直しも視野に入れつつ、ギリギリ の調整をしている状況である。
- ▶招集決定の取締役会を開催しなければならないタイミングから逆算すると、 検討に割くことのできる時間は、株主提案が届くタイミング次第で最短三週 間程度と限定的であることに加えて、同時期には取締役、事務局とも株主総 会に関連して対応すべき事項が多々ある中で、通常の総会準備、通常業務に 追加で「取締役会の意見」の検討を行うことになり、業務が過度に集中する ため時間が足りない。
- ▶・数日で取締役会意見を取りまとめる必要があり、対応が非常にタイトな年があった。
 - ・弊社ではグローバルに社内関係者(社長や担当役員)が存在しており、株主提案を英訳し、第一報を入れつつ、その後の意見集約を時差に留意して行う必要があった。
- ▶現行の株主提案の期限となる時期には、既に招集通知のページ構成が確定していることから、限られたページ数の中で「取締役会の意見」を検討・作成する必要がある。また仮に、複数の株主提案があった場合、ページ構成の変更および印刷用紙の追加手配などが、その時期には既に困難なことから、「取締役会の意見」に十分な内容を盛り込めない可能性がある。

- ▶当社では、Q2 に掲げられている「『取締役会の意見』の検討・作成」及び「『取締役会の意見』のプレスリリースの作成」については提案株主以外の株主への訴求の観点から法務アドバイザー及び IR・SR アドバイザーからの意見を取得しながら行っている。社外役員への事前説明開始日の前日がこれらの業務の事実上の期限となる中、株主提案受領後の少ない営業日の中で、当該アドバイザーとの打合せを設定し、また、社内役員の事前の了解を得なければならず、スケジュール制約が非常に厳しいと感じている。また、「『取締役会の意見』のプレスリリース」については招集決定日に公表しているが、海外株主の議決権行使に必要な情報の早期提供の観点で英訳も並行して作成の上、同時公表している。そもそも日本文での確定が期限ぎりぎりとなる中で、これらの対応もまたスケジュール制約が非常に厳しいと感じている。
- ▶アクティビストからの提案の場合などには、提案の内容が複雑であったり意見の検討に時間が必要となることも想定され、提案が真摯なものであればあるほど時間が足りないという状況になりかねないと考えている。
- ▶当社の場合、総会の日程にもよるが、8週間前の日が会社の休日であることが多く、GW期間明けが実質の株主提案期限となることが多い。そうすると、4月の取締役会終了後の対応となり、改めて株主提案対応のための臨時取締役会の開催、対応方針の決定、開示、招集通知の編集、投資家訪問の再調整(通常4月から開始)が必要となり、招集通知の他にも様々な総会準備を同時並行で担当する事務局としては、大変な負担になる。当社の招集通知は、3月頃、予めページ数を決定し、3月末には編集サイトを印刷会社側でオープンしてもらい、4月中にはほぼ会社側で入力を完了し、役員等のレビューも進んでいる段階である。このような状況で、8週間前間際に株主提案を受領した場合、印刷会社側の編集サイトの作り直しから行うこととなり、招集通知文案の再考、役員への確認を含め、新たな作業が発生することから、現状の招集通知の3週間前開示、発送は不可能となり、法定の2週間前開示、発送に間に合わせるための調整がかなり困難となると予想される。以上を踏ま

- えると、手番的な考慮となるが、遅くとも 10~11 週間前(目安として 4 月上旬)を株主提案の期限とすることが望ましいと考える。
- ▶取締役会意見の作成のため、提案受領から取締役会までの限られた時間のなかで、関係する複数部署の間での議論・合意形成、弁護士のレビュー、社内・社外役員への説明を経る必要あり。提案の数や内容に左右される部分も大きく、スケジュールは非常にタイトになり得る。
 - 一例として、弊社では、2件以上の株主提案を受領したが、20 営業日程度で、 適法性の確認や論点整理、取締役会意見の作成・精査、さらには取締役会意 見の日英同日開示のための英訳対応を、各議案について実施せねばならず、 負担感が極めて大きかった。

さらに付言すると、東証の投資単位引き下げの要請を受けて株式分割を行った結果、(分割前であれば提案権に係る保有株式数の要件を充足しなかったが)分割によって提案権を行使できることとなった株主から、提案を受領することとなり、結果的に対応負担が増大したという事情もあった。投資単位の引下げにより提案権行使のハードルが実質的に下がったことを実感しており、行使期限とあわせて、議決権数の要件についても見直されるべきだと考えている。

- ▶株主提案の期限から決算公表と同時に行う株主提案に対する取締役会意見提出の取締役会まで日がないため、株主提案が期限間近に提出された場合、提案の法的要件充足確認、議案の精査、意見書及び補足資料作成、役員への事前説明までに営業日ベースで時間が非常に限定されていること。
- ▶・そもそも招集通知に落とし込むまでに内容精査/議論/取締役会決議が必要になることから全体の準備期間は相当タイトである。
 - ・また、取締役会意見の英訳版も作成する場合、英訳ドラフト作成及びネイティブ(又は外部翻訳業者)チェックをそれぞれ1~2営業日程度で終えなければならず、こちらもかなりタイトなスケジュールとなる。
 - ・株主提案が提案期限間際となった場合、事務局での素案考案を始め、リーガルチェック、取締役会決議に向けた担当役員や経営トップ、社外役員への

説明等、一連のプロセスを相当タイトな時間軸で対応する必要がある。

- ・特に招集通知の早期開示がマーケットから求められている中で、不確実性 かつ緊急性の高い株主提案がなされると、招集通知の早期提供にも影響しう る。
- ▶弊社事情によるものだが、例年、休業期間(2025/4/26~2025/5/5)と重なることから株主提案から招集通知の校了日までの実働日数が少なく、特に株主提案権の行使期限から「取締役会の意見」の事前説明開始まで実働日が数日となるため関係各部門と確認・検討を行う時間が限られる。また、事前にどのような提案が来るかわからないため、人員を事前に待機することが困難である。
- ▶取締役会意見の検討・作成に着手するタイミングがゴールデンウィークと重なるため営業日ベースで考えると検討・作成の時間が限られている。

Q4. 株主提案権の行使期限が「株主総会の日の8週間前」とされていることについて、当該行使期限を前提とした場合のスケジュール上の負担(対応期間が短くタイト/比較的余裕がある等)及びその理由、どれくらいの期間が望ましいかについて、自由記述形式で回答を得た。

回答の要旨

総じて現行の株主提案権の行使期限を前提とした場合のスケジュールについて 対応期間が短く負担が大きい旨の回答となった。

また、望ましい行使期限について、株主総会開催日を基準とする場合、10~12 週間前という回答が多かった。加えて、定時株主総会の議決権行使基準日を基 準に行使期限を設定する制度に改めた上、当該基準日から1~2週間以内を行 使期限とすることが望ましいという回答があった。

各社の具体的な回答

- ➤現行法の対応期間は短いと考える。理由は、総会開催日の 3 週間前までに電子提供措置を取る必要があり準備期間が短くなったため、社外取締役の人数が過去から増加しており、社外役員への説明に相応の時間を要すると想定されるため、投資家との対話を重視しており、株主提案議案についても会社の考え方を投資家に説明する期間が必要なため。望ましい期間について、最低限 12 週間前としていただきたい。
- ➤ 仮に行使期限に株主提案があった場合の会社側の実質的な対応期間は 2-3 週間程度(※)であり、圧倒的に時間が足りない。実務サイドとしては、最低でも3週間、できれば4週間以上は欲しい。

※総会 3 週間前までに電子提供措置を開始するためには、総会 4 週間程度前には招集通知を校了する必要があり、取締役会の意見を議論する取締役会はそれより前に設定が必要。加えて、当社のように集中日を避けて20日前後に

- 総会を開催している会社は、提案期限がゴールデンウィークの直前になるため実質2週間程度しかない。
- ▶株主提案の受領から取締役会までの期間がタイトであることは間違いない。 それに加えて、「株主総会の八週間前」という具体的な締切日は、株主から 見て不明である(本年の株主総会の日程を事前に公表していない)ことがほ とんどであるため、あまり望ましい制度ではないと考える。(経営法友会会 社法研究会の提言(2024年9月)では「基準日から2週間以内」を提案して いるが、株主から見て分かりやすい期限となっており、妥当であると考え る。)
- ▶・現行制度は対応期間がタイトであり、株主提案権の行使期限は、「株主総会の日の九~十週間前」とすることが望ましい。
 - ・中長期的な企業価値の向上の観点からすれば、経営の方向性に関する真摯な株主提案に対して真剣に向き合う必要があり、そのようにすることが株主全体の利益、ひいては我が国資本市場の魅力向上に資すると考えられる。そのためには、入念な準備・検討が必要となるところ、少なくとも招集決定(取締役会)までの間に1か月以上の時間の確保が必要であると考えられる。・株主提案のハードルが低く濫用的なものも含め多数の株主提案があり得ることや、6月総会に向けた招集通知の印刷スケジュール等との関係で招集決定が5月中旬にならざるを得ないことを考慮すると、株主提案の期限は4月中旬以前であるべきと考えられる。
- ▶総会招集および議案の決定を 1 月末の取締役会で行っており、また、電子提供措置事項の提供は株主総会の約1か月前、招集通知(紙)の発送は約3週間前に実施している。当該スケジュールで進めるために、上記1月末の取締役会で決議がされ次第、参考書類等の入稿を印刷会社へ行い、2月中旬に予定される計算書類等の取締役会での承認後、最終確定した内容で電子提供措置事項のデータ作成と印刷作業を開始することとなる。そのため、株主提案期限日時点で、すでに議案の決定および印刷会社への入稿を行っており、また、仮に期限日の直前に株主提案がされた場合には、2月中旬までの2週間

ほどの短期間で、取締役会の意見のとりまとめおよび株主総会資料への反映 作業を実施するため、実務上の負荷が非常に高くなることが想定される。

▶3月決算企業においては、株主提案権行使日から招集決定取締役会等の日までの間に大型連休を挟むことになりよりタイトになるという実情がある。招集通知の早期発送等の要請もあり、準備を前倒しにせざるを得ず、通常の準備対応だけでもかなり負荷がかかっている状況である。また、社外取締役過半数という機関投資家の要請もあることから、今後は社外取締役が増加していくことも見込まれるが、社外の方と連絡をとるのにも一定の時間的猶予が必要である。少なくとも、営業日ベースで20日程度は対応の時間が必要と感じている。

▶ ①【招集通知作成の面での課題】

- ・作成期間が短くなるリスク
- → 株主提案がギリギリで提出された場合、中 8 週のスケジュールでは GW などの連体により校了までの実質的な作業時間が大幅に削られる。
- ・議案数が多い場合の対応負荷
- → 提案内容が複数あると、招集通知の記載内容が複雑化し、作成・確認作業に時間と労力がかかる。
- ・弁護士確認の必要性
- → 法的な観点からのチェックが必要となるため、外部との調整時間も加味 する必要がある。
- ②【取締役会での意見集約の面での課題】
- ・共同提案の場合の資格要件確認が煩雑
- → 単独株主に比べて、提案者の資格確認に時間と手間がかかる。
- ・議案数が多いと意見集約が困難
- → 各議案に対する取締役会としての意見をまとめるのに時間がかかり、議 論も複雑化する。
- ・意見の修正がギリギリになる傾向
- → 招集通知の最終調整と並行して意見の修正が必要となり、スケジュール

的に余裕がない。

こうしたことも踏まえると、中 10 週程度あれば対応は余裕が出てくると考える。

- ▶以下の理由から総会の日の10~12週間前が望ましい。
 - ・例年 5 月中旬に開催する決算取締役会(総会招集の決議を実施)までの間に、株主提案が法的要件を満たしているかの確認、会社側の意見の検討など極めて慎重な対応検討と取締役会での十分な議論時間の確保が必要であるため。
 - ・総会8週間前には招集通知の内容が(決算情報を除き)ほぼ固まり、校正 段階に入っており、それ以降に議案の追加が生じた場合には、記載ミスのリ スクが大幅に高まる。また、最悪の場合、開示時期が遅れる。(近年、製作 会社の働き方改革によりタイトなスケジュールでの修正依頼が断られるケー スもある。)
- ▶招集通知印刷用原稿の校了期限が5月中旬であること、大型連休があること から対応期間が短くタイトである。基準日時点での株主名簿確定後極力早い タイミング(例えば総会日の十週間前)を株主提案権の行使期限とすること が望ましいと考える。
- ▶特に望ましい期間はない。株主総会日は株主提案行使期限日において必ずし も開示されていないため、議決権行使基準日にもとづき、株主提案行使期限 を設定する方が、株主にとっても望ましいと考える。
- ➤ 招集通知の早期開示が求められる中、企業の対応期間が極めて短くなっている。近年では株式分割等により個人株主が増加し、提案権の行使が容易になったことで、提案件数や内容の多様化が進んでいる。企業は限られた期間で提案内容の精査、取締役会での対応方針決定、招集通知への反映等を行う必要があり、ガバナンス体制に過度な負担が生じている。建設的な株主対話と適切な総会運営の両立のため、提案権行使期限を総会日の10週間前またはそれ以前に前倒しする事が望ましい。

- ▶・6 月末総会の場合、株主提案の行使期限が GW 直前となり、対応開始が GW 明けになるケースもある。GW 明け後の取締役会(決算・総会招集)までスケジュールは極めてタイトであり、かつ、その後の校了までも厳しい。
 - ・弊社では、招集通知の経営陣本格レビュー(社内経営会議への提出を含む)が、4月20日前後開始であるため、株主提案権行使期限が、2週間早まることで、かなり余裕がでる。
- ▶現行制度において6月の株主総会を前提に考えると、総会前の8週間前の期日では、ゴールデンウィークもあること、また、招集通知の実質的な校了のタイミングであり、そのページ繰り、予算等に大きな影響があるため、実務上の負荷が非常に大きい。また、そもそも株主総会対応で非常に繁忙度高いタイミングとなってしまう。そのため、期限をプラスで4週間程度前倒しにしていただきたい。
- ➤・毎年株主提案がなされ、ほとんどが業務執行に関する内容であり、社外取締役への説明に先立ち、社内の役員側での議論が必要となる。社内の役員向けの関係役員会議に向けた事務局の検討時期がゴールデンウィークと重なるため取締役会意見の検討・作成にかけられる時間が限られる(本年の実績は6営業日程度)。
 - ・以上を踏まえると資料作成に更に $1\sim2$ 週間の猶予を持たせるため、行使期限を株主総会の $9\sim10$ 週間前とすることが望ましい。
- ▶ 対応期間が非常に短くタイトである。
 - ・株主総会当日の八週間前は、年次決算、招集通知作成、監査対応等で超繁 忙期にあたり、社内のリソースが逼迫している状況であるため、そもそも追 加の対応が厳しい。
 - ・株主提案を受領後、①提案株主に提案の意図等の詳細確認、②ファクト確認・整理、③社内外役員・関係部署との報告・連携、④提案株主との十分な対話、⑤取締役会の意見検討・作成、⑥招集通知の構成再検討、⑦原稿の入稿・校閲、⑧日本語・英語両言語の確認(提案株主、リーガル面等)等を実施する必要があるが、実質的に取締役会や招集通知の入稿日までに実施しな

いといけないため総会前八週間ではとてもではないが時間が足りない 少なくとも、行使期限は株主総会の3か月以上前が望ましい。

- ▶当社の株主総会は例年6月最終週に開催しており、「株主総会の日の8週間前」は業務カレンダー上、大型連休期間に当たることが多い。結果として、実質的な株主提案の締切日は大型連休明けの営業日となっており、準備期間が短くなっていることに不安を感じる。6月総会会社にとって締切日が連休前になると連休期間中も準備対応にあてられるため助かる。
- ▶当社は6月末を定時総会の開催時期としているが、電子提供制度の期限(総会開催日3週間前)に加えてCGコード(補充原則1-2②)の要請に答えるために、総会開催日から4~5週前に招集決定の取締役会を開催しており、株主提案権の行使期限から当該取締役会の間は非常に短い期間となっている。(当社は製造業でありメーデーを会社指定休日としており、実質的な営業日は2025年のカレンダーではわずか10日間だった。)

株主の立場からしても、まだ取締役会として決定していない株主総会開催日を基準に行使期限が決まる現行の制度は合理的ではなく、定時株主総会の議決権行使基準日を基準とする行使期限(「基準日から●週間以内」)とすべきである。また、その期間は、会社の対応期間確保の観点から長くても2週間が適当ではないか。更に、株主は株主提案権の要件(1%以上の議決権又は300個以上の議決権の6か月以上の継続保有)充足について、当該基準日より相当前に認識することも可能であることから、1週間としても株主に不利益は生じないのではないか(基準日すなわち事業年度末日から2週間以内に当該年度決算が公表されることはまずなく、2週間と1週間との場合で株主が保有する情報の観点でも大きな差は生じない)。

- ▶特に期限が迫った時期に株主提案を受領した場合、取締役会の反対意見の作成や確定までに時間が非常にタイトであり、総会の日から10週間程度前の期限とすることが望ましいと考える。
- ▶現行の行使期限では、対応期間が短く、タイトであると考えている。
 株主提案の有無・件数に応じ、電子提供措置事項やアクセス通知、議決権行

使書面の構成等が変動する。

一例として、弊社(6月総会)では、印刷用紙・設備・日程等を確保する観点から、印刷会社や証券代行より、招集通知頁数の早期決定(通常4月上旬まで)や、議決権行使書面の早期確定(通常4月下旬まで)を求められるが、実際には行使期限(5月上旬)までは確定できない。加えて、特に株主数の多い企業では、電子提供制度開始後も(仮にアクセス通知のみ郵送する場合であっても)校閲・印刷スケジュールは従前から変わっておらず、非常にタイトなスケジュールの中で書類を作成する必要があり、十分な精査や英訳対応のためにも、必要な時間を確保できるよう、行使期限の前倒しが強く望まれる。

望ましい行使期限としては、総会日の11週間あるいは12週間前程度、と考える。提案権行使には「6ヵ月の継続保有」が求められる処、保有すべき期限については「行使日と基準日のいずれか遅い日まで」と実務上は考えられており、(基準日時点で株主であることを会社が確認できれば)株主は基準日前に提案権行使をすることも可能。したがって、行使期限を前倒しした場合でも、株主側の議案検討の機会を不当に制約するものではないと考えている。

- ▶・株主提案の期限から決算公表と同時に行う株主提案に対する取締役会意見 提出の取締役会まで日がないため、株主提案が期限間近に提出された場合、 提案の法的要件充足確認、議案の精査、意見書及び補足資料作成、役員への 事前説明までに営業日ベースで時間が非常に限定されている。特に、企業に おいては通常取締役会の前に執行側での議論を経るものであり、この日程も 勘案すると更に時間がタイトである。また、和英同時開示が求められている 中、英訳を同時並行で行う作業負担も大きい。
 - ・株主への情報提供の観点から招集通知の早期開示が求められている中、株主提案の行使期限から招集通知記載の取締役会意見確定の日付も前倒しとなっているのが現状であり、非常にタイトである。従い、実務的には総会を起点とするならば10週間前が妥当である(もしくは基準日を起点として2週間

以内)。

- ・また、行使期限の 1,2 週間の前倒しで対応可能となるものではないが、複数の株主提案をすべて招集通知に記載するとなると 4 月前に既に決定している招集通知のページ数、印刷スケジュールの変更を余儀なくされるケースも発生し、対応が間に合わない可能性もある(アクセス通知としたとしても書面交付請求制度がある限り解消されない)。
- ▶・もし仮に期限ギリギリに株主提案がなされた場合、ドラフト作成、外部専門家との協議、英訳作成、社内経伺の各プロセスを臨時取締役会で決議を前提とすれば数営業日、定例取締役会で決議するとしても3週間程度で完了させなければならず、対応期間はかなりタイト(GWを加味すると対応可能な期間は更に短くなる)。
 - ・従って、対応負担の軽減の趣旨から例えばもう 1 週間前倒しになるとより対応期間に余裕が生まれると思われる。
- ▶・対応期間が短くタイト

理由:招集通知作成の時間を十分に確保できない、取締役会の意見の検討・ 作成の時間を確保できない。

・望ましい期間

十~十二週間前程度

- ▶一つの案として、株主の権利の一つである書面交付請求は議決権基準日まで に発行会社宛に行う必要があることから、これと平仄を合わせて「議決権基 準日」を期限とすることが考えられる。
- ▶当社では、紙で郵送する招集通知はサマリー版(アクセス通知・株主総会参考書類・業績サマリ)を作成している。株主提案の分量が紙の手配要否・分量に直結する為、3月末(株総招集通知校了の1か月半前)迄に確定することが望ましいと考えられる。また、他社事例においては、株主提案権行使があった場合に、招集通知の封入に別紙の説明資料を同封するケースも散見される。仮に、別紙での株主提案内容および丁寧な説明も要する場合、別途の紙手配や料金交渉、作成スケジュール・校正・納品・封入(/手封入)等の

手続きも勘案すると、3月中旬(株総招集通知校了の2か月前)に確定することが望ましいと考えられる。

以 上